

令和5年10月2日（月）13時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料になりますが、まず、議事次第、こちらが1枚。次に、委員名簿が1枚。次に、配布資料一覧、こちらが1枚。続きまして、資料1、全国内航鋼船運航業最低賃金の公示文が3枚。最後に、資料2、全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況が1枚。

資料は以上でございます。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をよろしくお願いたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。

「全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について」でございますが、前回の部会以降、時間もたちましたが、それ以降の労使のお話合いの結果について、まず、どちらからでも結構でございますので、ご報告をお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤委員】 遠藤でございます。よろしくお願いたします。

第1回でも主張させていただいたとおり、今年についてはやはり陸上の最低賃金の引上げの状況、それから今次春闘での妥結結果、これは何も海員組合だけじゃございませんですし、ほかの陸上の諸産業での労使妥結、春闘での妥結結果など、四囲の状況、物価上昇、これらも踏まえて、総合的に賃金の引上げについては主張させていただいております。

ここで内航最低賃金のほうも大幅に引き上げていかないと、確保・育成の観点からも、も

う既に陸上のほうではそういった諸産業での労働力の奪い合いにも突入していつているという状況もありますので、これで船員のほうも置き去りにしていつてはいけないということもありますので、これはやはり大幅な最低賃金の引上げが必要だと思つておられますので、その辺はご理解いただきたいと思つます。

以上です。

【野川部会長】 すいません、お話合ひの結果、どうなつたかという点はどうですか。

【遠藤委員】 賃金水準の上げ幅のところ、上げないといけないところは、ベクトルは同じ方向だと思つておられます。ただ、水準のところについては、なかなか一致には至つていないという状況でございます。

以上です。

【野川部会長】 分かりました。船主側から何か補足等ございますでしょうか。

【村田委員】 いいですか。

【野川部会長】 村田委員、どうぞ。

【村田委員】 船主からは、先ほどお話があつたとおり、船員の最低賃金を上げるという方向については一緒、同調しております、ただ、我々地方船主も含めた中で、中小零細企業が多い我々の組合、業界としては、やはり企業の存続の責任もあるわけですから、大幅といつてもやはり限度があると、このように思つておられます。

その理由としては、やはり荷動きの低調、輸送量の減少というのが回復が見込めないというところ。また、船費のアップです。船用品、部品、潤滑油、燃料含めてなんですが、特に、このほかにもドックの費用のアップということで、ドックの工期も延びておりドックの長期化ということもあつて、オフハイヤーが増え、収益を非常に大きく圧迫していると、こういった点も含めてご理解いただいた上で、アップ幅についての議論においても相互理解を求めたい、このように思つておられます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

労使双方からご報告をいただきましたが、第1回目のこの部会以降、今に至るまでの話合ひの中では結論が出なかつたということでございますので、ここで引き続き、内航鋼船運航業の船員の最低賃金につき、どのようにしたらよいかご意見を伺いたいと存じます。いかがでしょうか。

【中本委員】 はい。

【野川部会長】 中本委員。

【中本委員】 全日本海員組合の中本でございます。前回の専門部会と重複するところはあると思うんですが、改めて最低賃金改正の考え方について申し上げたいと思います。

まず、陸上の最低賃金は、時給ですが43円という大幅な改善がされています。最低賃金の改善には、類似の労働者の賃金や支払い能力、物価指数の動向などを十分考慮して、労働者の負担を軽減するためにも、労使合意の上で4%を超える大幅な改善がされたものと認識しております。そのような状況において、海運業界が陸上より大幅に低い引上げ率での改定を行えば、なぜ海運業界は引上げ率が低いのかという問題、それから、なぜ船員だけ生活の苦しさが変わらないのかという問題が生じ、これらは今後も絶対についてくる問題だと思っております。

この産業を残すためにも、必要最低限の改善ではなく、大幅な改善は必要であると認識を持っていただかないと、後継者確保が喫緊の課題にある中で、陸上との競争に負けてしまい、業界自体が人手不足になって立ち行かなくなることも考えられます。

中央最低賃金の適用会社でも、各社各様の様々な事情はあると思いますが、これらのことも踏まえて、大幅な改善は必要不可欠であると思っております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

阿南委員。

【阿南委員】 遠藤委員、中本委員のおっしゃりたいことは十分分かっているつもりでございますけれども、内航業界の抱える問題の1つとして、やはり人材確保の問題、これが一番でございます。よって、最低賃金のアップは、この業界としても魅力の1つとして改善の必要があると思っております。

それを前提にしますと、確かに、陸上陸上と申し上げますけれども、私は陸上と海上は全く、全くとは言いませんけれども、率とか上げ幅は目に見えることでありますけれども、もっと海上のほうが私の立場としても重要視しているところであります。

よって、先ほど遠藤委員の言われたように、上げないということはありません。ただ、その上げ幅については、実は第1回目、私、出席してなかったんですけども、村田委員のほうからいろいろお聞きしまして、私は内労協というところに属しております。2団体で言いますと、一洋会、いろんな人の意見を聞きましたら、やはり最低賃金も春闘のときと同じように多少上げていかなきゃいけないなど。それで船員さんが来るのであれば、多少のことは考えて、ただ、どの上げ幅でやるかというのは、皆目と申しますか、全然数字として出せない

という意見がほとんどでございます。

よって、今回第2回目でございますけれども、どうしても、先ほども村田委員といろいろ使用者側として話したんでございますけれども、第1回目に組合さん側が言われたような数字の上げ幅については、それはちょっと無理だなというような話になっております。よって、どうしても、上げ幅については、数字だけを捉えると、陸上の上げ幅43円でしたっけ、大体3.何%になるんでしょうけれども、もうその辺が、どういうふうに対陸上側と折り合いをつけるのかという話でとどまっている次第でございます。

以上です。

【村田委員】 　　ちょっと補足を。

【野川部会長】 　　村田委員、お願いします。

【村田委員】 　　少し補足をしたいと思います。一昨年、働き方改革ということで、船員の労働時間と質、そして今年は健康管理という形で、船員さんが働きやすい環境づくりということを進めておるところです。これについても非常に労力と、コストアップというのは避けて通れないと、こういう状況になっております。

そういう中で、やはり先ほど冒頭でお話ししましたとおり、船主の経営を非常に現在でも圧迫しており。そういう中でも最低賃金を上げていくと、こういうことには必要性を大いに感じております。ベクトルは一緒と、こういうことでありますが、やはりその額については検討の余地、相互理解を持った上で丁寧に決めていく必要があると思っております。

以上です。

【野川部会長】 　　ありがとうございます。

ほかに、この場でのご意見ございますでしょうか。

遠藤委員。

【遠藤委員】 　　今、使用者側委員からそれぞれお話があったわけですがけれども、私たち、最低賃金の水準水準と言っておりますけれども、何もその水準が高いものじゃないと考えて話をしております。高いに越したことはないですがけれども、やはり私たちは陸上諸産業、それからそういった関係の春闘結果における賃金の引上げデータを見ながら、物価上昇も当然ありますし、少なくともその賃金の水準を上げないと、皆さんの生活のレベルが引き下がってしまうと。今の賃金水準で今の生活をしないといけないと。当然、物価上昇に伴って、物の値段、それぞれ上がっていますよね。使用者側委員からも出たように、船費がかさんでいると。それは何も船会社さんだけじゃないので、陸上の会社だって、陸上の工場だって、

それぞれの業界で、そういったものがかさんでいるはずなんですよ。このような状況下においてながら、今次春闘では大幅な賃金水準の改善がなされていると。それはやはり、そこで働く労働者が今までと同じ生活を維持するために必要な賃金を支払わなければならないという理解のもと、その妥結結果が実際数字として出てきているわけですよ。それを私たちは前回も主張してきましたし、今回も主張させていただいているということなので、その辺は十分ご理解いただきたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 今、労使からご意見をお伺いいたしましたが、前回の第1回のこの場での話し合い、それから第1回の部会での労使の膝詰めでの話し合い、そして第1回から第2回の今日までの間の話し合い、そしてここでのご意見の交換というプロセスを経ておりますが、この段階ではまだ決着がつかないということでございますので、これから少し、公益委員等が入らない労使だけで改めて膝詰めのお話し合いをいただき、決着をつけていただきたいと、このように存じます。

前回も申し上げましたが、この審議会は、公労使の三者構成で成り立っておりますが、公益委員は、労使自治ということをおくまでも審議会の柱とし、労使が主体的に話し合っており、合意の上でお決めになることにサポートをする、こういう立場が公益委員の立場であって、公益委員はリードをする立場にはございません。そこで、ぜひお願いしたいのは、これから話し合いをいただきますが、既にお話し合いの機会、時間は十分に取っておりますので、ぜひこの労使だけの話し合いの場で、労使自治の実を上げていただきたい、成果を見せていただきたいと思っております。ここでまた公益委員の提案による決着ということになれば、やはり三者構成は十分には機能していないと、トップダウンで最低賃金も決めたほうがいいのではないかと、こういう意見が強まってまいりますので、そういうことは私は避けたい。やはり、労使自治によって労働関係の物事は決めていくということが重要であると思っておりますので、その点をお含みおきの上、これからのお話し合いの中で決着をつけていただくように、よろしくをお願いいたします。

それでは、場所を用意してありますので、労使の委員はそちらに移ってお話し合いをしてください。おおむね20分程度を目安にお願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでございました。それでは、話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤委員】 遠藤です。長時間、限られた時間の中で、いただいた時間も超過し、それぞれ労使主体で解決を図るべく協議を行ってまいりました。しかしながら、さらに時間も超過して、喧々諤々、協議を続けてきたところなんですけれども、最終的には水準の部分で折り合いがつかないところで終わっているという状況でございます。

以上です。

【野川部会長】 特に、これについて、ほかの委員の方から補足はございますか。よろしいですか。

【阿南委員】 ございません。

【野川部会長】 それでは、結果的になお合意に至らなかったということでございますので、ここで公益委員の側からご提案をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、一旦この場をクローズいたしまして、別室におきまして、個別に労使双方のご意見をお聞かせいただき、その内容を踏まえてご提案をさせていただくと、こういう形で進めてまいります。ご意見の聴取は、それぞれ10分程度を目安に考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお議論の整理をするために、事務局も同席をしていただきたいと思いますと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、一旦この部会を中断させていただき、私ども公益委員は別室に移動して、個別に労使の意見を聴取させていただきます。

(中 断)

【野川部会長】 ご協力大変ありがとうございました。

それでは、労使双方のご意見もいろいろ伺い、公益のほうで話し合った今年の最低賃金の上げ幅、増額の具体的な額についてご提案をさせていただきます。

公益委員としては、職員A、職員B、部員A、部員Bを、全て一律に7,200円上げるということでご提案をしたいと存じます。これでご異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。

それでは、これで最低賃金の改正が決まりましたので、読み上げたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最低賃金の改正につきましては、職員Aを7,200円引き上げ、職員Bを7,200円引き上げ、部員Aを7,200円引き上げ、部員Bを7,200円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員25万1,750円を25万8,950円に、ただし書の職員23万5,300円を24万2,500円に、部員19万3,150円を20万350円に、ただし書の海上経歴3年未満の部員18万3,850円を19万1,050円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、ここでほかに特に、何かご発言ございますか。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 それでは、最後なんですけれども、毎年、最低賃金と同時に、要望をしております、航海士、機関士が乗り込んでいない船舶の船長、それと機関長の賃金につきましては、その職責を十分考慮していただいて、最低賃金を上回るようによろしくをお願いします。

【野川部会長】 分かりました。テイクノートしておきます。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により無事終了いたしました。長時間のご審議、ご協力を賜り、厚くご礼申し上げます。

これにて、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —